

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社タムロン			コード	7740
提出日	2026/3/4	異動(予定)日	2026/3/27		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	石井 絵梨子	社外取締役	○														○		有
2	白川 靖浩	社外取締役	○														○		有
3	野崎 浩成	社外取締役	○												△			新任	有
4	西村 加代子	社外取締役	○														○	新任	有
5	植田 高志	社外取締役	○												△				有
6	横田 顕	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	石井絵梨子氏は、M&Aや企業法務全般等に精通し、弁護士としての専門的な知見を有しております。それらを当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために活かしていただくため、社外取締役として選任しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
2	該当事項はありません。	白川靖浩氏は、長年にわたり警察行政に携わり警察行政の法律全般に精通しており、また、他社において監査役を務めるなど、豊富な経験、高い見識を有しております。特にリスク管理及びコンプライアンスについての専門的観点からの助言、取締役の職務執行に対する監督とそれによる当社のコーポレートガバナンスの強化等、経験と見識を当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために活かしていただくため、社外取締役として選任しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
3	野崎浩成氏は、過去(20年以上前)に株式会社埼玉りそな銀行の業務執行者として勤務しておりました。	野崎浩成氏は、アナリストとして長年、企業分析に携わり、また、内閣官房における日本成長戦略会議の委員などを務めながら大学で企業価値について教鞭をとる等、企業経営への深い理解及び資本市場に対する高い見識を有しております。投資家の視点から企業経営への助言等、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために活かしていただくため、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、過去(20年以上前)に当社の取引先及び株主である株式会社埼玉りそな銀行の業務執行者として勤務しておりましたが、当社の金融機関からの借入金、現金及び現金同等物の合計保有残高以内であり、実質上、無借金経営の状態にあること、また、直近事業年度において、同行からの借入残高は当社連結純資産額の2%以下、同行の当社株式の持比率は5%以下であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たす関係でもあることから、同行が当社の意思決定に影響を及ぼすことはないものと判断しております。上記の理由により同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
4	該当事項はありません。	西村加代子氏は、長年にわたり証券会社にて財務部門の責任者及び取締役を務め、財務及び会計に関する深い理解を有しております。これらの知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に関する監督、助言等及び客観的かつ中立的な立場からの当社員候補者の選定又は役員報酬等の決定への関与、監督等を期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
5	植田高志氏は、過去(15年以上前)に株式会社埼玉りそな銀行の業務執行者として勤務しておりました。	植田高志氏は、金融機関における業務経験、他社の取締役としての経験及びマネジメントサポートコンサルティング㈱において代表取締役を務めるなど豊富な企業経営の経験並びに内部統制・監査部門等の経験を有しております。これらの知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定についての関与、監督等を期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、同氏は、過去(15年以上前)に当社の取引先及び株主である株式会社埼玉りそな銀行の業務執行者として勤務しておりましたが、当社の金融機関からの借入金、現金及び現金同等物の合計保有残高以内であり、実質上、無借金経営の状態にあること、また、直近事業年度において、同行からの借入残高は当社連結純資産額の2%以下、同行の当社株式の持比率は5%以下であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たす関係でもあることから、同行が当社の意思決定に影響を及ぼすことはないものと判断しております。上記の理由により同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
6	該当事項はありません。	横田顕氏は、大手金融機関グループにおいて取締役及び監査役を務め、企業経営の経験と人事部門の責任者として人的資本経営を推進した実務経験を有しております。これらの知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に関する監督、助言等及び客観的かつ中立的な立場からの当社員候補者の選定又は役員報酬等の決定への関与、監督等を期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご注意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。